



# 常滑市、 たのしいまちづくり

住民団体等が行うまちづくり事業を支援・援助することで、  
まちづくりを推進し、地域の発展を図る補助制度です。

審査会は、一年度につき



第1回：3月 第2回：8月

補助額最大

30万円

(一部事業のみ)

# まちづくり事業費補助金

令和6年度より補助メニューが変わります。  
常滑市のまちづくりのためにご活用ください。

## まちづくり事業費補助事業審査会

### <第1回> 3月審査会

令和6年3月9日(土)

常滑市役所1階会議室A B

午前10時から2時間程度

- ・補助対象事業費が10万円以上であること (一部メニュー)
- ・1団体につき1事業に限る
- ・事業計画書を提出期間内に提出し審査会に出席すること (審査会にて補助額を決定します。)

### 計画書提出期間

- ・3月審査会事業・  
令和6年2月1日～  
令和6年2月29日
- ・8月審査会事業・  
令和6年7月1日～  
令和6年7月31日

### 事業実施期間

- ・3月審査会事業・  
令和6年4月1日～  
令和7年3月31日
- ・8月審査会事業・  
令和6年9月1日～  
令和7年3月31日

## 補助メニュー

### <新規事業>

- 【補助率】補助対象事業費の  $\frac{2}{3}$  以内の額
- 【補助対象事業費】10万円以上
- 【補助上限額】30万円

### <継続事業>

- 【補助率】補助対象事業費の  $\frac{1}{3}$  以内の額
- 【補助対象事業費】10万円以上
- 【補助上限額】20万円

### <チャレンジ事業>

- 【補助率】補助対象事業費の  $\frac{3}{4}$  以内の額
- 【補助対象事業費】10万円以上
- 【補助上限額】30万円

### <まちづくり学生応援事業>

- 【補助率】補助対象事業費 全額
- 【補助対象事業費】制限なし
- 【補助上限額】15万円

まずはご相談を。常滑市役所 市民協働課まで (15番窓口)

常滑市役所 市民協働課 協働チーム

☎ 0569-47-6108 (直通)    ✉ kyodo@city.tokoname.lg.jp



## 対象 団体

常滑市で活動する住民団体等

例 ○○コミュニティ、○○実行委員会、○○ゼミ  
団体の概要がわかる規約や会則、会員名簿の提出が必要となります。

## 対象 事業

- (1) 常滑市をPRする事業
  - (2) 地域振興・まちづくりのモデル事業
  - (3) 伝統的な地域文化の保存事業 など
- 事業計画について、いつでも市民協働課までご相談ください。

## 対象 経費

報償費、賃金	光熱水費	消耗品費※
燃料費	通信運搬費	旅費※
食材費	広告料	工事請負費※
使用料・賃借料	原材料費	※一部対象外です。 詳細はHPをご確認ください。
印刷製本費用	保険料	

## 過去に実施した事業内容

- ・ 地域住民交流の場や地元散策の機会を創出する散策事業の実施
- ・ 子供たちと在住外国人を対象に、市内寺院にて音楽交流イベントの開催
- ・ 講師を招き常滑文化会館にて、市民向けに講演会の実施
- ・ 学生を中心に、芸術祭にちなんだワークショップやスタンプラリーの実施
- ・ アートを通し、世代を超えた交流を目的としたタイルアート事業
- ・ 町を周遊するマルシェイベントの月1開催、まちづくりを担う次世代育成
- ・ 常滑焼、常滑の食材について講演会開催、地元のシェフの特別企画の実施